

# 4月1日から 一部の印紙税が引き下げられます

印紙税法の一部が改正され、平成26年4月1日以降に作成される領収書等の非課税範囲が拡大されるほか、「不動産譲渡契約書」「建設工事請負契約書」の印紙税の軽減措置が延長・拡充され、印紙税額も引き下げられます。

## 1 領収書等の金額が5万円未満なら非課税になります

領収書等の「金銭又は有価証券の受取書」の印紙税額は、現在、記載金額が3万円未満であれば非課税ですが、非課税範囲が拡大され、平成26年4月1日から記載金額が5万円未満までが非課税になります（記載金額が5万円以上の印紙税額は従来通りです）。

### ■金銭又は有価証券の受取書の具体例

- 領収書、レシート、受取書（商品代金、不動産賃貸料、請負代金、借入金、保険金など）
- 金銭等の受取事実を証明するために作成した「お買上票」
- 金銭等の受取事実を証明するために「代済、相済、了」などと記入した請求書や納品書 など

### 【領収書などの記載金額を判断する際に、消費税額を含むかどうか？】

領収書に収入印紙を貼る際、記載金額が税込金額のみの場合は税込金額で判定しますが、税抜金額や消費税額がきちんと明記されている場合は、税抜金額で判定します。

例えば、下図のように、受取金額が51,840円の領収書の場合、税込み（51,840円）か税抜き（48,000円）かによって、収入印紙を貼る、貼らない、の判断に迷うところです。

※4月1日以降の消費税率（8%）、印紙税額（5万円未満非課税）で例示しています。

①税込金額51,840円のみ記載の場合

領収書 平成26年4月7日

〇〇様

金額 51,840円

但し、××代として上記の金額正に領収いたしました

株式会社△△

収入印紙

必要

税抜金額  
消費税額等

②51,840円(消費税額等8%を含む)記載の場合

領収書 平成26年4月7日

〇〇様

金額 51,840円

但し、××代として上記の金額正に領収いたしました

株式会社△△

収入印紙

必要

税抜金額  
消費税額等8%を含む

消費税額が明記されていない、あるいは消費税率8%の記載のみで消費税額が必ずしも明らかでないため税込金額51,840円で判定します。収入印紙が必要

③51,840円(消費税額等3,840円)記載の場合

領収書 平成26年4月7日

〇〇様

金額 51,840円

但し、××代として上記の金額正に領収いたしました

株式会社△△

収入印紙

不要

税抜金額  
消費税額等(8%) 3,840円

④51,840円(税抜金額48,000円)記載の場合

領収書 平成26年4月7日

〇〇様

金額 51,840円

但し、××代として上記の金額正に領収いたしました

株式会社△△

収入印紙

不要

税抜金額 48,000円  
消費税額等

消費税額が明記、あるいは税抜金額から消費税額が容易に計算できるため税抜金額48,000円で判定します。収入印紙は不要

※以上の取扱いは、金銭又は有価証券の受取書、不動産譲渡契約書、請負契約書に限られます。